

## 平成23年度第2回向日市地域包括支援センター運営協議会 議事要点録

- 日 時 平成23年10月18日(金)午後2時から午後3時10分まで
  - 場 所 向日市役所 大会議室
  - 出席委員 八木橋慶一委員、鈴木博雄委員、坂根克守委員、木下博史委員、疋田定男委員  
籠谷康委員、安田有里委員、井口珠美委員
  - 傍聴者 なし
  - 内 容 以下のとおり
- 

### 議 事 (要約)

#### 1 開会挨拶

#### 2 地域包括支援センター設置および機能の充実について

資料1「地域包括支援センターの設置および機能の充実について」および資料2「地域包括支援センターの基本機能等について」に基づき、事務局から説明を行い、その後、質疑応答及び意見交換が行われ、第5期介護保険計画における地域包括支援センターのあり方について協議されました。

#### 【意見の要旨】

委 員： 第5期介護保険事業計画において地域包括支援センターを増やしていくということですが、その設置数は決まっているのですか。

事務局： 今年度の第1回地域包括支援センター運営協議会において、皆様に確認いただきましたとおり、市内に2箇所設置している在宅介護支援センターを地域包括支援センターに変更し、3箇所に増設する方向で考えています。

ただし、地域包括支援センター設置箇所増設の時期や具体的な方法は決まっておりませんので、今回の運営協議会において協議をお願いしたいと思います。

会 長： 他にご意見、ご質問等はございませんか。

では、地域包括支援センターを増設していくうえで、具体的にどのように進めてい

けばよいのか検討していきたいと思います。地域包括支援センターの事業内容について、また増設するうえでの課題等について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 前回の運営協議会で確認させていただいたとおり、市内2箇所の在宅介護支援センターを地域包括支援センターに変更し、市内3箇所の地域包括支援センターの設置を目指したいと考えています。市内を北・中・南の3地区に分けて1箇所ずつ設置することを検討しております。

現在、在宅介護支援センターおよび地域包括支援センターの運営を委託している3法人と地域包括支援センターの増設に関する相談をさせていただいているところです。

そのなかで、増設の時期や人員確保の問題、事業内容の詳細に関する調整、財政的な諸問題など、様々な課題があることが明らかになってきました。こうした課題を解決していくためには一定の準備期間が必要であると考えています。

この運営協議会において、増設の時期や具体的な進め方などについて、ご検討いただければと思います。

会長： 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員： 新しく地域包括支援センターを委託される法人については、具体的に決められているのですか。

事務局： 現在、在宅介護支援センターを委託している医療法人回生会と社会福祉法人向陽福祉会の2法人と相談させていただいています。

委員： 介護予防ケアマネジメントについてですが、介護予防給付に関するケアプラン作成数のうち、委託による介護予防プランの作成のべ数が、平成22年度は389人です。平成20年度は495人、平成21年度は404人でしたので、年々減少しています。

第5期向日市介護保険事業計画を策定するために市が実施されたアンケート調査結果によりますと、「介護予防プラン作成は報酬が低いから受託したくない」というコメントがあります。介護予防プラン作成の報酬は月4,200円ですね。現在、地域包括支援センターには介護予防プラン作成専従の人員がおられるが、全て作成できないので委託されているのだと思います。

今後、地域包括支援センターが3箇所になった時の体制ですが、3箇所それぞれから介護予防プラン作成を委託されることになるのですか。

事務局： 増設した地域包括支援センターから介護予防プランを市内の事業所に委託することは可能です。しかし、介護予防プランを委託するかどうかにつきましては、地域包括支援センターを運営いただく各法人の方針等が関係しますので、具体的にどのようにしていくかは、今後の検討課題と考えています。

委員： 市内43人のケアマネジャーさんを対象としたアンケート結果では、かなりの方が「報酬が低いから受託したくない」と答えられていますね。今後、報酬単価の改正等あるかもしれませんが、この報酬があまり高くなると介護保険料にもはね返ることにあります。こうした課題を解消していかないといけないのではないですか。新たに地域包括支援センターをお願いする法人においても、財政的な問題等もあるのではないかと思います。

事務局： 委員からご指摘がありましたとおり、介護予防プランの委託数が毎年減少しております。この原因としましては、事業者が受託していただくプラン作成数が減っているためと考えています。特に新規に受けていただくことが少なくなっている状況です。

現在は、地域包括支援センターに介護予防プラン専従のケアマネジャーを配置して対応しているところであります。

今後、地域包括支援センターを3箇所設置した場合の介護予防プラン作成を委託するかどうにかにつきましては、各法人と協議させていただき、それぞれの法人に合う形の方法を検討していきたいと考えています。

委員： 資料4で示されている「地域包括支援センターの設置運営状況調査結果」を見ますと、様々な体制をそれぞれ取っておられます。今後、本市でも地域包括支援センターを増設するにあたり、1箇所あたり基本3人配置と考えて、それで職員体制は十分なのかどうなのか。これから高齢者率はますます増加するでしょうし、こうしたことに充分対応できる体制をとらないと、大変なことになるのではないかと思います。

事務局： 資料4の他市町の地域包括支援センターの設置状況等につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

委員： 地域包括支援センターを増設した場合には、現在、設置されている2箇所の在宅支援センターは無くなるのですか。

事務局： 市内2箇所の在宅介護支援センターをそれぞれ地域包括支援センターに変更して増設することを検討しています。

委員： 在宅、居宅といった名目がついた名称がサービスや事業所等に多く使用され、利用者にとってはサービスの種類や内容がわかりにくくなっています。また、色々なシステムが存在し、最近では国が地域包括ケアシステムを推進しようとしています。それぞれのイメージが曖昧になっていると思います。

先程、説明がありましたように、2箇所の在宅介護支援センターが地域包括支援センターに変更された場合には、例えば、主任ケアマネジャーが所属法人の居宅介護支援事業所のケアマネジャーの仕事を兼務ですということなのですか、それとも、それぞれに配置される職員の方々は地域支援包括支援センターの専属職員となるのでしょうか。

事務局： 地域包括支援センター事業の専従職員となります。

委員： 基本的に要支援1及び2の方のケアプラン作成は地域包括支援センターで行うということですね。ただ、全ての対象者に対応できないので、一部を委託されているということよろしいですか。

例えば、介護予防プラン専従のケアマネジャーを基本職種の3人に加えて配置したりすると人件費がかさむので、増設してプラン作成量を分散してバランスを取るという考え方でしょうか。

事務局： 地域包括支援センターを増設しますのは、高齢者等の支援体制構築を強化していくことを主な目的としています。もちろん、介護予防プラン作成に係る人的な負担等についても、3箇所の地域包括支援センターにおいて調整していくことを検討していきたいと考えています。

- 会 長： 只今、提示された課題については、これから検討していくということですか。
- 事務局： 平成24年度において協議し、方向性を決定していくよう考えています。
- 委 員： 平成25年4月に開所を目標に、1年かけて準備されるということですが、いろいろな問題を全て並列にしてしまうのではなく、3箇所の地域包括支援センターが担当する地域をおおよそ決めてから問題を整理したほうがよいと考えます、担当地区を決めてから、それぞれの地区における総合相談件数や対応するケース数の多い少ないなどの傾向を調査して、現在の問題点を挙げていくことができますし、新たな問題点も明らかにしやすくなるのではないかと思います。そうしますと、各地域包括支援センターの業務量も想定できますし、必要な人員数も明らかになるのではないのでしょうか。そのためにも、まず担当地区を決めていく必要があると思います。
- 会 長： これまで、意見があった検討要素、設置箇所数、担当地域割り、人員配置等の問題を整理していくことが重要となりますね。
- 委 員： 市域を3分割することで各区域にそれぞれの地域特性があると思いますので、それぞれに適応した方法が見つかるのではないかと思います。
- 委 員： 地域包括支援センターが創設される以前は、3箇所の在宅介護支援センターのうち1箇所は基幹型として中心的存在となっていました。今回の案では、3箇所の地域包括支援センターはすべて並列に位置づけるということですか。
- 事務局： 地域包括支援センターに関しましては、在宅介護支援センターのような基幹型といった位置づけはありません。ただし、どこが中心となり、様々な事業や活動を推進していくかということも課題の一つといえます。3箇所の地域包括支援センターが並列で連携して各種事業を進めていくためには、市がその調整役を担い中心となり、支援体制の構築を推進していく必要があると考えています。

### 3 第5期向日市介護保険事業計画における地域包括支援センターのあり方について

資料4「地域包括支援センターの設置運営状況調査結果」に基づき、事務局から他市町の地域包括支援センターの設置運営状況の説明を行い、その後、質疑応答及び意見交換が行われ、第5期介護保険計画における地域包括支援センターのあり方について協議されました。

#### 【意見の要旨】

- 会 長： 只今の説明に関しまして、ご質問等ございませんか。特に地域包括支援センター増設に伴う地区割りや人員配置などについてご意見があればお願いします。
- 委 員： 各地域包括支援センターの担当地区が決められた場合、相談者の住所により担当が振り分けられ、希望する地域包括支援センターに担当してもらえないというようなことが起こるのではないかと心配ですが、そのあたりはどのようにお考えですか。
- 事務局： そのようなことが起こらないよう十分に配慮してまいりたいと考えております。基本は地区割りにより各地域包括支援センターが担当していくことを想定していますが、相談者の事情や対応の内容などに応じて、柔軟な対応ができる体制をつくっていきたいと思っています。

会 長： 複数の地域支援センターを調整していく機能を市のほうでしっかりと取っていただきたいと思います。

事務局： 今後は、地域包括支援センターの委託を検討している法人と十分な協議を重ねて、よりよい連携体制をつくり、市での調整機能も充実できるよう進めていきたいと思います。

委員からご指摘がありましたように地域包括支援センターを複数箇所設置しますと、それぞれの体制や事業内容等にばらつきが出るのが考えられますので、これから1年間をかけ、十分に検討して準備を行っていきたいと考えています。

会 長： 他にご意見等ございませんか。

委 員： 事務局の予想としては、地域包括支援センター3箇所設置により、何年間かは対応が可能であるとお考えですか。

事務局： 明確に何年間ということは想定していませんが、3箇所設置により、しばらくは対応ができるものと考えています。

委 員： 現在でもどこにどの相談窓口があるのかわからないとよく聞きます。今後、在宅介護支援センターという名称がなくなり、3箇所の地域包括支援センターになっていくうえで、市民に十分な説明を行わないと、どこに何があるのかわからなくなると思いますので、こうしたことへの配慮をしていただき、住民のみなさんへの広報や周知をしっかりとしていただきたいと思います。

会 長： 3箇所の担当地区についての具体的なことは、これからということによろしいですか。

事務局： 概ね、市域を北・中・南と担当地区を3分割していくことを検討しています。

委 員： 地域包括支援センターの人員配置については、基準として1箇所に3人の専門職の配置ということですが、どの職種を多く配置すれば動きやすいなどといったことはあるのですか。

事務局： 他市町の状況を見ましても、それぞれ色々な体制をとっておられるようです。職種により中心に対応する内容などに違いがありますので、状況にあわせて人員配置は考えていく必要があると考えています。

委 員： 1箇所あたり3職種3人で十分なのですか。

事務局： 3箇所に増設されますと、現状と比較して、職務量が分散されますので、支援体制構築のための対応力は向上するものと考えております。介護予防プラン作成に係る人員体制については、これから十分に検討をしていきたいと思います。

委 員： 地域包括支援センターが創設されたときも、その知名度がなかなか上がらずに苦慮したようですが、最近では、地域包括支援センターの職員が地域に出向き住民のかたと直接接することや民生委員さんの会合等に定期的に参加することで、徐々に地域との関係性が高まっています。

相談は待っていてもなかなか来ないものなので、地域に積極的に出向く必要があると思います。1箇所が3箇所になることで、より細やかな地域との関係が築けるのではないかと期待していますが、3箇所の連携体制や地域との取り組みについては十分な協議を行い、進めていただきたいと思います。

委員： 担当地区を地域割りするにあたっては、市直営で設置運営する場合は、後の調整も可能ですが、民間に委託する場合は、最初にしっかりと担当地区の地域割りに関する決まり事を協議しておかないと、それがベースになってしまうので、5年先、10年先を見据えて地域割りを考えていかないと委託側と受託側の思いが食い違うことがあるので、気をつけて進めていかないといけないと思います。

事務局： 地域割りにつきましては、利用者にとって、より身近なところで必要とするものを得ることができるというメリットがあるという考え方に基づいて地区担当を分けることを考えています。

また、民間に委託するにあたっては、十分な検討を重ねて進めてまいりたいと考えています。また、委員からご指摘がありましたように、数年後の人口動向等を考慮したうえで、総合的に勘案して担当地区を決めていきたいと考えております。

検討して結果などにつきましては、この運営協議会において事務局から報告させていただくように事務を進めてまいりますので、よろしくをお願いします。

委員： 3箇所の地域包括支援センター間の調整などについては、市が担って調整等を行われるということによろしいのですね。

事務局： はい。現在においても1箇所ですが委託先の向日市社会福祉協議会との連絡調整を行っており、3箇所に増設となっても、調整の必要な場合には、3箇所同時に調整することが必要だと思っております。

委員： 同じ民間でも、社会福祉協議会と医療法人や一般の社会福祉法人では少し考え方も違うと思いますので、市がしっかりと調整していただきたいと思います。

委員： 地域割りを決められる際には、それぞれの地域包括支援センターの人員体制によっても変わってくると思いますので、こうしたことも考慮して決めていただきたいと思います。

委員： 長岡京市の地域包括支援センターの社会福祉士の人員数が他の市町に比べて比率が高いのですが、社会福祉士の人数が多いとどのような特徴があるのですか。

事務局： 社会福祉士は、権利擁護に関することに関して専門性がありますが、福祉全般対応できる点ではないかと思えます。

委員： 多くのケアマネジャーの方は利用者からの色々な相談事に振り回され、本来のケアプランに関する業務が大変になるということも聞いています。そういう意味では、社会福祉士の方が多く配置されれば、ケアマネジャーの方が本来の業務に専念しやすくなるのではないか思うのですが。3箇所にした場合、どの箇所にどの職種を強化していくのかということも検討していただきたいと思います。

委員： 平成25年度から増設を考えるということですので、それまでには、この運営協議会に進捗状況が示され、この場において協議していくということですね。

事務局： そのように考えております。

会長： 他にご意見がないようですので、それでは平成24年度1年間において、地域包括支援センターを3箇所に増設することを前提として準備を行い、平成25年4月から地域包括支援センターを3箇所設置すること目標として、第5期介護保険事業計画に反映させていくこととさせていただきます。

事務局： 貴重なご意見、ありがとうございました。

本日いただきましたご意見を基に、地域包括ケアの一層の充実に向けて、次期介護保険事業計画に反映できるよう取り組んでまいりたいと思います。

なお、次回の運営委員会は平成24年2月ごろの開催を予定しております。次回の運営委員会では、今年度の地域包括支援センター事業の経過報告と平成24年度の計画、そして地域包括支援センターの機能充実に関する検討事項の進捗状況を報告させていただきたいと考えています。

会 長： 他にご意見など、ございませんか。

それでは、他にご意見がないようですので、本日の会議は終了とします。

#### 4 閉会